省　令

○法務省令第二十二号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第七条第一項第二号の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

法務大臣　江田　五月

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の一部を次のように改正する。

表の法別表第一の二の表の研究の項の下欄に掲げる活動の項下欄第一号中「教育を受け」の下に「若しくは本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）し」を加える。

表の法別表第一の二の表の教育の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第一号イを次のように改める。

イ　次のいずれかに該当していること。

(1)　大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。

(2)　行おうとする教育に必要な技術又は知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。

(3)　行おうとする教育に係る免許を有していること。

表の法別表第一の二の表の技術の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第一号を次のように改める。

一　従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。

イ　当該技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。

ロ　当該技術又は知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。

ハ　十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。）を有すること。

表の法別表第一の二の表の人文知識・国際業務の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第一号を次のように改める。

一　申請人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な知識を修得していること。

イ　当該知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。

ロ　当該知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。

ハ　十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。）を有すること。

表の法別表第一の五の表の特定活動の項の下欄（ロに係る部分に限る。）に掲げる活動の項の下欄第一号を次のように改める。

一　従事しようとする業務について、次のいずれかに該当し、これに必要な技術又は知識を修得していること。

イ　当該技術若しくは知識に係る科目を専攻して大学を卒業し、又はこれと同等以上の教育を受けたこと。

ロ　当該技術又は知識に係る科目を専攻して本邦の専修学校の専門課程を修了（当該修了に関し法務大臣が告示をもって定める要件に該当する場合に限る。）したこと。

ハ　十年以上の実務経験（大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該技術又は知識に係る科目を専攻した期間を含む。）を有すること。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第四十八号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第四十八号）の施行に伴い、並びに財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項及び財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令及び財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

財務大臣　野田　佳彦

株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令及び財務省組織規則の一部を改正する省令

（株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令の一部改正）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法等に規定する検査身分証明書等の様式を定める省令（平成十年大蔵省令第九十八号）の一部を次のように改める。

第一号中「及びエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条」を「、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の三第二項」に改め、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七十三条の二第三項

（財務省組織規則の一部改正）

第二条　財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改める。

第七条第二項中「及びエネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条」を「、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第十七条及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第二十四条の三第二項」に改め、「エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第三十四条第二項」の下に「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第七十三条の二第一項」を加える。

附　則

この省令は、平成二十三年七月一日から施行する。

○財務省令第四十九号

特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第六十五条の規定を実施するため、財政投融資特別会計における金利スワップ取引に関する省令を次のように定める。

平成二十三年七月一日

財務大臣　野田　佳彦

財政投融資特別会計における金利スワップ取引に関する省令

（総則）

第一条　財政投融資特別会計における金利スワップ取引を行おうとするときは、別に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

（定義）

第二条　この省令において「財政投融資特別会計における金利スワップ取引」とは、特別会計に関する法律第六十五条第二項に規定する金利スワップ取引をいう。

（基本的な契約の締結）

第三条　財務大臣は、財政投融資特別会計における金利スワップ取引を行おうとするときは、あらかじめ、当該取引の相手方となることのできる者との間に当該取引に関する基本的事項を定める契約（以下「基本的な契約」という。）を締結するものとする。

2　財政投融資特別会計における金利スワップ取引の相手方となることのできる者は、国債の金利スワップ取引に関する省令（平成十七年財務省令第七十二号）第三条第二項各号のいずれかに該当する者（法令に基づき業務の停止処分を受けていることその他これに準ずる事由により、当該取引の相手方となることが適当でないと認められる者以外の者に限る。）のうち、当該取引に係る債務を履行する能力について、一定水準以上の信用力を有すると財務大臣が認める者でなければならない。